

令和5年度 蟹江町地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画の修正の根拠

蟹江町地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、蟹江町地域防災計画の作成、修正は蟹江町防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 本年度の主な修正事項

1. ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点について…………… P 2
2. 水防法等の改正を踏まえた修正について…………… P 2
3. 水道の耐震化計画について…………… P 2
4. 要配慮者支援対策について…………… P 2
5. 除却費補助事業について…………… P 3
6. 緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準について…………… P 3
7. 回線の整備について…………… P 3
8. 鉄道災害対策における連携体制について…………… P 3
9. 愛知県地域防災計画に整合させる表記の整理について…………… P 3
10. 蟹江町独自の修正について…………… P 4

1. ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点について

ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の整備

防災活動拠点の区分と要件等にゼロメートル地帯の広域防災活動拠点についての記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 第3編 第4章 第5節 防災活動拠点の確保等
第3項 防災活動拠点の区分と要件等 本文 p 1 3 4 新旧対照表 p 1 0
- 地震・津波編 第3編 第4章 第5節 防災活動拠点の確保等 第2項
表 1 防災活動拠点の区分と要件等 本文 p 1 4 4 新旧対照表 p 7

2. 水防法等の改正を踏まえた修正について

(1) 洪水浸水想定区域の指定

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日法律第37号）に伴い、洪水浸水想定河川の拡大について記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策
第1項 洪水浸水想定区域の指定 本文 p 2 9 新旧対照表 p 4

(2) 指定対象排水施設の拡大

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日法律第37号）に伴い、雨水出水浸水想定区域の指定の拡大について記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策
第2項 雨水出水浸水想定区域の指定 本文 p 2 9 新旧対照表 p 4

3. 水道の耐震化計画について

水道水源開発等施設整備費補助「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業に基づく修正を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 第2編 第4章 第2節 ライフライン関係施設対策
第4項 上水道 本文 p 4 2 新旧対照表 p 5
- 地震・津波編 第2編 第2章 第3節 ライフライン関係施設等の整備
第4項 上水道 本文 p 4 7 新旧対照表 p 3

4. 要配慮者支援対策について

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正

高齢者や障害者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 第2編 第8章 第2節 要配慮者支援対策 第1項
町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 本文 p 6 5 新旧対照表 p 6

■地震・津波編 第2編 第8章 第3節 要配慮者支援対策 第1項
町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 本文 p 7 0 新旧対照表 p 4

5. 除却費補助事業について

住宅・建築物の耐震推進の取組の一つ、除却費補助事業の追記等について記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

■地震・津波編 第2編 第2章 第1節 建築物の耐震推進 第4項
一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 本文 p 3 6 新旧対照表 p 2

6. 緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準について

緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正について記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

■地震・津波編 第3編 第2章 第1節 津波警報等の伝達 第1項
気象庁及び名古屋地方気象台における措置 本文 p 1 1 7 新旧対照表 p 5～6

7. 回線の整備について

回線の整備状況に合わせた修正について記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

■風水害等編 第3編 第3章 第2節 通信手段の確保 第1項
町、県及び防災関係機関における措置 本文 p 1 1 8 新旧対照表 p 9
■地震・津波編 第3編 第3章 第2節 通信手段の確保 第1項
町、県及び防災関係機関における措置 本文 p 1 2 7 新旧対照表 p 6

8. 鉄道災害対策における連携体制について

実際の連携体制との整合を図るための修正について記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

■風水害等編 第3編 第15章 第1節 鉄道災害対策 第2項 情報の伝達系統
本文 p 1 9 1 新旧対照表 p 1 5

9. 愛知県地域防災計画に整合させる表記の整理について

蟹江町地域防災計画の表記について、愛知県地域防災計画に順じた表記となるように整理・修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

■風水害等編

- ・第2編 第2章 ■主な機関の措置 本文 p 2 6 新旧対照表 p 2
- ・第2編 第2章 第1節 河川防災対策 第2項 町における措置
本文 p 2 7 新旧対照表 p 2
- ・第2編 第3章 第4節 第1項 高圧ガス施設における措置
本文 p 3 6 新旧対照表 p 4

- ・第2編 第3章 第5節 第1項 町（消防本部）における措置
本文 p 36 新旧対照表 p 5
- ・第3編 第13章 ■主な機関の措置 第3節 上水道施設対策 主な措置
本文 p 178 新旧対照表 p 12
- ・第3編 第13章 第3節 上水道施設対策 第1項
水道事業者（町及び県）における措置
本文 p 182 新旧対照表 p 12
- 地震・津波編
 - ・第3編 第11章 第1節 第3項 応援体制
本文 p 183～184 新旧対照表 p 9
 - ・第3編 第14章 第3節 上水道施設対策
本文 p 198 新旧対照表 p 11

10. 蟹江町独自の修正について

(1) 蟹江町国土強靱化地域計画等との整合ため記載を修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編
 - 第1編 第1章 第2節 計画の性格
 - 第2項 蟹江町国土強靱化地域計画との関係
 - 第3項 他の計画との関係
 - 本文 p 1 新旧対照表 p 1
- 地震・津波編
 - 第1編 第1章 第2節 計画の性格
 - 第4項 蟹江町国土強靱化地域計画との関係
 - 第5項 他の計画との関係
 - 本文 p 2 新旧対照表 p 1

(2) 現状に沿ったアマチュア無線クラブとの連携体制とするため記載を修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編
 - 第3編 第3章 第2節 通信手段の確保
 - 本文 p 118～120 新旧対照表 p 9
- 地震・津波編
 - 第3編 第3章 第2節 通信手段の確保
 - 本文 p 126～129 新旧対照表 p 6～7

(3) 応急給水、支援体制等の記述内容の適正化のため記載を修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編
 - 第3編 第10章 第1節 給水
 - 本文 p 165～167 新旧対照表 p 10～12
- 地震・津波編
 - 第3編 第11章 第1節 給水
 - 本文 p 182～184 新旧対照表 p 8～9